

ご契約に関する重要事項

なんとあかりプラン

◆電気料金メニュー・単価表

* 料金単価には、消費税等相当額を含んでいます。

◇契約電流が20アンペアから60アンペアまでのご契約

○なんとあかりプランB

基本料金		
区分	単位	料金単価
20アンペア	1契約	586.86円
30アンペア	〃	880.29円
40アンペア	〃	1,173.72円
50アンペア	〃	1,467.15円
60アンペア	〃	1,760.58円

電力量料金		
区分	単位	料金単価
最初の120kWhまで	1kWh	29.91円
120kWhをこえ300kWhまで	〃	33.68円
300kWhをこえる	〃	35.34円

◇契約容量が6キロボルトアンペア以上のご契約

○なんとあかりプランC

基本料金	
1kVAあたり	293.43円

電力量料金		
最初の120kWhまで	1kWh	29.91円
120kWhをこえ300kWhまで	〃	33.68円
300kWhをこえる	〃	35.34円

◆電気料金の計算方法

* 燃料費調整単価および再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は当社ホームページでご確認ください。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{電気料金} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{基本料金} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{電力量料金} \\ \hline \end{array} \pm \begin{array}{|c|} \hline \text{燃料費調整額} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{再生可能エネルギー発電促進賦課金} \\ \hline \end{array}$$

ご使用量(kWh) x 単価 ご使用量(kWh) x 燃料費調整単価 ご使用量(kWh) x 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

◇なんとあかりプランご契約にあたっての主な重要事項

○ご契約期間について

- 契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度(4月1日から翌年の3月31日までの期間)の末日までといたします。なお、お客さまから特段のお申し出がない場合、需給契約は、契約満了後も1年ごとに同一条件で継続させていただきますので、お手続きは不要です。

○料金のご請求について

- 電気料金の請求をなんとエナジーに代わってとなみ衛星通信テレビ株式会社(以下、「TST」といいます。)が行なうものとします。お客さまの電気料金は、原則として、TSTが提供するサービス料金と合算して、TSTの指定する期日にお支払いいただきます。ただし、TSTが提供するサービスの契約がないお客さまについては、TSTが指定する金融機関またはクレジット会社によりTSTの指定する期日に口座振替またはクレジットカード払いでお支払いいただきます。その場合、お手続きが必要となります。

○料金等のお知らせおよび紙面発行手数料について

- 当社は、原則として、料金等のお知らせおよび請求を電磁的方法等により行ないます。この場合、当社が料金を当社所定のインターネットサイトに掲載したことをもって、お客さまに料金を請求したものとみなします。ただし、お客さまが当社所定のインターネットサイトに登録されていない場合等、料金等のお知らせおよび請求を書面により行なう場合は、原則として、書面の発行に係る手数料として一通あたり220円(税込)を申し受けます。

○解約金について

- お客さまがご契約開始後1年に満たないでご契約を廃止される場合は、解約金として3,300円(税込)を申し受けます。ただし、移転により需給契約が廃止となる場合等は、申し受けません。



なんとエナジー

小売電気事業者登録番号A0817
富山県南砺市寺家新屋敷366番地
ショッピング ア・ミュ-2階
<https://nantoenergy.jp/>

- 料金の明細・ご契約に関するお問い合わせ・申込みは**なんとエナジー**へ
0763-77-4464 (月～金 9時から17時 土日祝・年末年始除く)
- 電気料金請求額・振替日のお問い合わせ、ご名義・支払口座の変更は**となみ衛星通信テレビ**へ
0763-22-7600 (月～土 9時から17時30分 日祝・年末年始除く)
- 停電・電気の設備(電柱・電線など)に関するお問い合わせは**北陸電力送配電**へ
0120-837119 (24時間)

ご契約の申込み等について

1. ご契約の申込み（新規・変更・廃止）

- (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合または需給契約の変更を希望される場合は、あらかじめ、低圧供給約款（基本契約要綱）（以下「要綱」といいます。）、低圧供給約款（料金表）（以下「料金表」といいます。）ならびにその需要場所を供給区域とする一般送配電事業者および配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件（以下「託送供給等約款等」といいます。）における需要者に関する事項を遵守することを承諾のうえ、当社所定の様式により申込みをしていただきます。ただし、軽易な内容のものは、口頭、電話等により申込みを受け付けることがあります。
- (2) 需給契約を変更する場合、当社は、需給契約の変更前は、需給契約の変更内容を、変更後は、需給契約の変更内容、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地等を、お客さまにお知らせいたします。この場合、契約締結前交付書面および契約締結後交付書面の交付（以下「書面の交付」といいます。）に代えて、電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等（以下「電磁的方法等」といいます。）によりお客さまにお知らせすることがあります。なお、変更とならない事項については、お知らせを省略いたします。
- (3) お客さままたは当社が電気の需給契約を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて相手方に通知するものといたします。

2. ご契約の成立および契約期間

- (1) 需給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。ただし、当社と当該一般送配電事業者等との接続供給契約が整わない等の事情によるやむをえない理由によって、電気を供給できないことが明らかになった場合には、当社は、需給契約の成立の日にかかのぼって需給契約を解約することがあります。この場合には、その理由をお知らせいたします。
- (2) 契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間）の末日までといたします。
- (3) 契約期間満了に先立って、お客さままたは当社のいずれからも需給契約の変更や廃止の申出がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。この場合、当社は、契約期間満了前は、新たな契約期間を、需給契約の継続後は、新たな契約期間、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地等を、お客さまにお知らせいたします。この場合、書面の交付に代えて、電磁的方法等によりお客さまにお知らせすることがあります。なお、変更とならない事項については、お知らせを省略いたします。

3. 当社からの申出による契約の解約等

- (1) お客さまが要綱の定めに該当する場合には、当社は、そのお客さまの需給契約を解約することがあります。なお、この場合に当社は、解約の15日前までにお知らせいたします。
- (2) お客さまが、当社に通知をされずに、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合は、当該一般送配電事業者等が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。

契約電流、契約容量および使用電力量について

4. 契約電流・契約容量

なんとあかりプランの契約電流は20A以上、契約容量は6kVA以上といたします。なお、契約容量は、原則として、契約負荷設備の総容量にもとづき要綱に定める算定方法により得た値といたします。

5. 検針日および使用電力量の計量

- (1) 検針日は、当該一般送配電事業者等が託送供給等約款等にもとづき、実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。
- (2) 使用電力量は、託送供給等約款等に定めるお客さまの供給地点に係る30分ごとの接続供給電力量といたします。この場合料金の算定期間の使用電力量は、30分ごとの使用電力量を料金の算定期間（ただし、需給契約が消滅した場合で、特別の事情があるときは、消滅日の前日を含む計量期間等の始期から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。
- ただし、これによりがたい場合は、要綱の定めにより算定いたします。

料金のご請求について

6. 料金の算定

料金の算定期間は、託送供給等約款等に定める計量期間、検針期間または検針期間等（以下「計量期間等」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合、開始日から開始日を含む計量期間等の終期までの期間または消滅日の前日を含む計量期間等の始期から消滅日の前日までの期間といたします。また、需給契約に変更があった場合の料金は、日割計算をいたします。

7. 料金の支払義務、支払期日および延滞利息

- (1) お客さまの料金の支払義務は、検針日の属する月の翌月1日に発生いたします。また、料金の支払期日は、原則として、支払義務発生日の翌日から起算して30日目とし、支払期日までに支払っていただきます。ただし、となみ衛星通信テレビ株式会社（以下「T S T」といいます。）が提供する収納サービスを通じて、お支払いいただく場合は、支払義務発生日の属する月の翌月にT S Tを通じてお客さまにお知らせした期日といたします。
- (2) お客さまが、料金を支払期日経過後に支払われた場合は、支払期日の翌日から支払日までの期間の日数に応じて、年10%（1日あたり約0.03%）の延滞利息を申し受ける場合があります。

8. 料金等のお知らせおよび請求

当社は、原則として、料金等のお知らせおよび請求を電磁的方法等により行ないます。この場合、当社が料金を当社所定のインターネットサイトに掲載したことをもって、お客さまに料金を請求したものとみなします。ただし、お客さまが当社所定のインターネットサイトに登録されていない場合等、料金等のお知らせおよび請求を書面により行なう場合は、原則として、書面の発行に係る手数料として220円／通（税込）を申し受けます。

9. 料金その他のお支払方法

料金については、原則として、T S Tが提供する収納サービスを通じてクレジットカード払いまたは銀行口座振替より毎月継続してお支払いいただきます。ただし、T S Tが提供する収納サービスを利用しない場合および工事費負担金等相当額その他については、当社が指定する金融機関へ払い込みによって支払っていただきます。なお、原則として、払い込みに係る手数料等についてはお客さまの負担といたします。

解約金について

10. 解約金

お客さまが需給開始以降1年に満たないで需給契約を廃止しようとされる場合には、当社は解約金として3,300円（税込）を申し受けます。ただし、移転により需給契約が廃止となる場合は、申し受けません。

工事に関する費用負担等について

11. 工事費等の負担金

当社は、当該一般送配電事業者等から、託送供給等約款等にもとづき、お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合、請求を受けた金額に相当する金額を工事費負担金等相当額として、工事着手前に申し受けます。

12. ご契約の廃止・変更にもなう料金等の精算

お客さまが、契約電流、契約容量または契約電力を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約電流、契約容量もしくは契約電力を減少しようとする場合において、当社が託送供給等約款等にもとづき当該一般送配電事業者等から料金および工事費負担金等相当額を請求されたときは、原則として、その金額を申し受けま

お客さまのご協力

13. 電気の使用にともなうお客さまのご協力

お客さまの電気の使用が、託送供給等約款等に定める原因で他の電気の使用者の電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当該一般送配電事業者等もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくとともに、当該一般送配電事業者等がとくに必要と認めた場合には、お客さまの負担で、当該一般送配電事業者等が供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。

14. 需要場所への立入りによる業務の実施

当社または当該一般送配電事業者等（当社または当該一般送配電事業者等が委託した業者を含みます。）は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾を得て、お客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

- (1) 需給地点に至るまでの当該一般送配電事業者等の供給設備または計量器等需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物の設計、施工、改修または検査
- (2) 要綱にもとづき必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務
- (3) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
- (4) 計量器の検針または計量値の確認
- (5) 要綱の定めによる電気の供給の停止、需給契約の廃止または解約等により必要な処置
- (6) その他要綱および料金表により、需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または当該一般送配電事業者等の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

その他

15. 供給電圧および周波数

供給電圧および周波数は、当該一般送配電事業者等が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等に定めるところによるものといたします。

16. 違約金および設備の賠償

- (1) 要綱の定めに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。免れた金額は、要綱および料金表にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。なお、不正に使用した期間が確認できない場合は、6月以内で当社が決定した期間といたします。
- (2) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、当社が当該一般送配電事業者等から賠償の請求を受けた場合は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。

17. 信用情報の共有

お客さまが、要綱および料金表によって支払いを要することとなった料金その他の債務について、当社の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、当社は、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者へ通知することがあります。

18. その他

- (1) 上記に記載のない事項については、要綱または料金表によります。
- (2) 当社が、要綱および料金表を変更する場合は、あらかじめお客さまに変更後の内容をお知らせいたします。変更後の内容にお客さまから異議の申出がない場合は、ご契約期間満了前でも、ご契約条件は、変更後の要綱および料金表によります。
- (3) この要綱および料金表を変更する場合は、当社は、変更前は、要綱および料金表の変更内容を、変更後は、要綱および料金表の変更内容、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地等を、お客さまにお知らせいたします。この場合、書面の交付に代えて、電磁的方法等によりお客さまにお知らせすることがあります。なお、変更とならない事項については、お知らせを省略いたします。
- (4) 小売電気事業者の切り替えによりご契約を開始される場合、従前の小売電気事業者との契約を解約することにより、次のような不利益事項が発生する場合がありますので、あらかじめご確認のうえお申込みください。
- ・契約期間中の解約にともなう違約金の発生（複数年契約等の場合）
 - ・発行ポイントの失効
 - ・継続利用割引に適用される継続利用期間の終了
 - ・電力使用量・料金に関する切り替え前の小売電気事業者への照会不可
 - ・従前の小売電気事業者にて新規申込受付を終了している契約メニューへの再申込不可



なんとエナジー

小売電気事業者登録番号 A0817
富山県南砺市寺家新屋敷 366 番地
ショッピング ア・ミュー2 階

<https://nantoenergy.jp/>
ご契約に関するお問合せ：0763-77-4464

（月～金 9時から17時 土日祝・年末年始除く）